次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会設置要綱

(目的)

第1条 第3期教育振興基本計画策定に向けて、教育に関する課題等を整理するため、幅広い視点から意見交換を行う「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

なお、懇話会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構成)

- 第2条 懇話会は、学識経験のある委員により組織する。
- 2 懇話会に、特別の事項を協議するため、当該特別の事項に関し学識経験のある特別委員を置く。
- 3 懇話会は、本県の学校教育や社会教育の現場において豊富な経験を有し、実 情を熟知している有識者等に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(招集)

第3条 懇話会は千葉県教育委員会教育長が召集する。

(座長等)

- 第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は、委員が互選する。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、 その職務を行う。

(公 開)

第5条 懇話会は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該懇話会の 公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で懇話会におい て公開しないことと決定したときは、この限りでない。

(庶 務)

第6条 懇話会の庶務は千葉県教育庁企画管理部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育 委員会において別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年5月23日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。